自己点検表

【指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護】

（指定介護老人福祉施設に併設の事業所は除く）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 記入年月日 |  令和　　年　　月　　日 |  |
| 施設名 |  |  |
| 介護保険事業所番号 | ３ | ８ | ７ |  |  |  |  |  |  |  |
| 記入者 | （職名）　　　　　 （氏名） |
| 連絡先電話番号 |  |

## ＜自己点検に当たっての留意事項＞

## （１） 記入される時点での状況について、各項目の確認事項に記載されている内容について、満たされていればはいに、そうでなければいいえの部分に、チェックを入れてください。

## （２） 確認事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、いいえにチェックを入れてください。

## （３） 該当のない項目については、該当なしの部分にチェックを入れてください。

## （注）可能な限り両面コピーにより提出すること。

【根拠法令】

介護保険法（平成９年法律第123号）

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

省令・・・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令37号）

条例・・・愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和３年愛媛県条例第26号）

規則・・・愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（令和３年愛媛県規則第26号）

予省令・・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令9号）

予条例・・愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和３年愛媛県条例第27号）

予規則・・愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（令和３年愛媛県規則第27号）

通知・・・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年９月17日老企第25号）

| 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 確認書類等 | 点検結果 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| はい | いいえ | 該当なし |
| Ⅰ　基本方針 | 　 |
| 1 | 基本方針 | 要介護状態となった場合でも、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。 | 省令第120条 | ・運営規程 | □ | □ | □ |
| (介護予防) | 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。　 | 予省令第128条 | □ | □ | □ |
| Ⅱ　人員基準 | 　 |
| 2 | 従業者の員数 | 【医師】 | 省令第121条第1項第1号予省令第129条第1項第1号 | ・職員勤務表・サービス記録・職員名簿、雇用契約書・資格を確認する書類・就業規則・賃金台帳等・利用者数がわかる書類 | 　 | 　 | 　 |
| 1人以上となっていますか。 | □ | □ | □ |
| 【生活相談員】 | 省令第121条第1項第2号予省令第129条第1項第2号 | 　 | 　 | 　 |
| 常勤換算方法で、利用者の数【前年度の平均値】が100又はその端数を増すごとに1人以上となっていますか。 | □ | □ | □ |
| 生活相談員は、社会福祉士・精神保健福祉士・社会福祉主事任用資格を有する者その他これらと同等の能力を有すると認められる次のア、イのいずれかに該当する者が配置されていますか。ア　介護支援専門員イ　介護福祉士であって、社会福祉事業等を行う施設・事務所に常勤職員として通算2年以上の勤務経験を有する者 | 平22長寿介護課通知（平成30年2月8日改正） | □ | □ | □ |
| 【介護職員又は看護職員】 | 省令第121条第1項第3号、第6項予省令第129条第1項第3号 | □ | □ | □ |
| 常勤換算方法で、利用者の数【前年度の平均値】が3又はその端数を増すごとに1人以上となっていますか。また、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は訪問看護ステーションとの密接な連携により、看護職員を確保していますか。 |
| 【栄養士】1人以上配置していますか。＊　利用定員(介護予防を含む）が40人を超えない事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士 との連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって利用者の処遇に支障がないときは、配置しなくても差し支えありません。 | 省令第121条第1項第4号予省令第129条第1項第4号 | 　 | □ | □ | □ |
| 【機能訓練指導員】 | 省令第121条第1項第5号予省令第129条第1項第5号 | ・職員勤務表 | 　□ | 　□ | 　□ |
| 1人以上配置していますか。 |
| 機能訓練指導員は、必要な訓練を行う能力を有している者（＊）が配置されていますか。＊　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る） | 省令第121条第7項予省令第129条第7項 | ・免許証等写 | □ | □ | □ |
| 【調理員その他の従業者】 | 省令第121条第1項第6号予省令第129条第1項第6号 | ・職員勤務表 | □ | □ | □ |
| 実情に応じた適当数となっていますか。 |
| 【利用者の数】 | 省令第121条第3項予省令第129条第3項 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均値としていますか。＊　新規に指定を受けた場合は、推定数としていますか。 | 　 | □ | □ | □ |
| 空床利用事業所においては、本体施設に必要とされる数の従業者が確保されていますか。 | 省令第121条第2項　　　　　　　　予省令第129条第2項 | ・職員勤務表 | □ | □ | □ |
| 併設事業所においては、併設本体施設に必要とされる数の従業者に加えて、上記の短期入所生活介護従業者を確保していますか。 | 省令第121条第4項　　　　　　　　予省令第129条第4項 | ・職員勤務表 | □ | □ | □ |
| 生活相談員、介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤となっていますか。＊　利用定員が20人未満である併設事業所の場合、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができます。 | 省令第121条第5項　　　　　　　　予省令第129条第5項 | ・職員勤務表 | □ | □ | □ |
| 3 | 管理者 | 常勤・専従（＊）の管理者を置いていますか。 | 省令第122条予省令第130条 | ・職員勤務表 | □ | □ | □ |
| （＊管理上支障がない場合は、他の職種等を兼務することができる。） | 　 | 　 | 　 |
| 　→　次の事項について記載してください。 | 　 | 　 | 　 |
| 　・兼務の有無　（　有　・　無　） | 　 | 　 | 　 |
| 　・当該事業所内で他職種と兼務している場合は　　その職種名 | 　 | 　 | 　 |
| 　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 　 | 　 | 　 |
| 　・同一敷地等の他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間当たりの勤務時間数 | 　 | 　 | 　 |
| 　　　事業所名：（　　　　　　　　　　　　）　　　職種名　：（　　　　　　　　　　　　） 　勤務時間：（　　　　　　　　　　　　） | 　 | 　 | 　 |
| Ⅲ　設備基準 | 　 |
| 4 | 利用定員等 | 利用定員を20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業専用の居室を設けていますか。＊　併設事業所の場合は、利用定員が20人未満でも差し支えありません。 | 省令第123条第1項予省令第131条第1項 | ・平面図・設備・備品台帳・建築検査済証・消防検査済証・消防設備点検結果 | □ | □ | □ |
| 5 | 設備及び備品等 | 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物は除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物となっていますか。＊　利用者の生活に充てられる場所を２階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合は、準耐火建築物とすることができます。 | 省令第124条第1項予省令第132条第1項建築基準法第2条 | 　 | □ | □ | □ |
| 上記にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しません。 | 省令第124条第2項予省令第132条第2項建築基準法第2条消防法 | 　 | □ | □ | □ |
| 　①　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　②　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　③　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が 可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の 際の円滑な避難が可能なものであること。 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 次に掲げる設備を設けるとともに、サービス提供のために必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 | 省令第124条第3項予省令第132条第3項 | 　 | □ | □ | □ |
| ＊　ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けなくても差し支えありません。 |  | 　 | 　 | 　 |
| 1　居室2　食堂3　機能訓練室4　浴室5　便所6　洗面設備7　医務室8　静養室9　面談室10　介護職員室11　看護職員室12　調理室13　洗濯室又は洗濯場14　汚物処理室15　介護材料室 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ＊　併設事業所の場合併設事業所及び併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等の効率的運営が可能であり、かつ、併設事業所の利用者及び併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等の入所者等の処遇に支障がないときは、併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等の１から15に掲げる設備（居室を除く。）を併設事業所の指定短期入所生活介護の事業の用に供しても差し支えありません。 | 省令第124条第4項予省令第132条第4項 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 【居室】 | 省令第124条第6項予省令第132条第6項 |  | □ | □ | □ |
| 一の居室の定員は4人以下となっていますか。 | 　 |
| 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上となっていますか。 | 　 | □ | □ | □ |
| 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮していますか。 | 　 | □ | □ | □ |
| 【食堂及び機能訓練室】 |  | 　□ | 　□ | 　□ |
| 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを確保し、その合計した面積は3平方メートルに利用定員を乗じた面積以上となっていますか。 |  |
| ＊　食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できていれば、同一の場所とすることができます。 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 【浴室】 |  | □ | □ | □ |
| 要介護者、要支援者が入浴するのに適したものとなっていますか。特殊浴槽（　有　無　） | 　 |
| 【便所】 |  | □ | □ | □ |
| 要介護者、要支援者が使用するのに適したものとなっていますか。 | 　 |
| 【洗面設備】 |  | □ | □ | □ |
| 要介護者、要支援者が使用するのに適したものとなっていますか。 | 　 |
| 次の構造設備の基準を満たしていますか。 | 省令第124条第7項予省令第132条第7項 |  | □ | □ | □ |
| 廊下幅は１.8メートル以上となっていますか。＊　ただし、中廊下の幅は2.７メートル以上となっていますか。 | 　 |
| 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けていますか。 | 　 | □ | □ | □ |
| 階段の傾斜を緩やかにしていますか。 | 　 | □ | □ | □ |
| 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。 | 　 | □ | □ | □ |
| 居室等（居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室）が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けていますか。＊　ただし、エレベーターを設けるときは、この限りではありません。 | 　 | □ | □ | □ |
| 5－１ | 設備及び備品等（ユニット型） | ユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物は除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物となっていますか。＊　利用者の生活に充てられる場所を２階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合は、準耐火建築物とすることができます。 | 省令第140条の4第1項予省令第153条第1項建築基準法第2条 | ・建築確認書 | □ | □ | □ |
| 上記にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しません。 | 省令第140条の4第2項予省令第153条第2項 | 　 | □ | □ | □ |
| 　①　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 | 建築基準法第2条消防法　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　②　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　③　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が 可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の 際の円滑な避難が可能なものであること。 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 次に掲げる設備を設けるとともに、サービス提供のために必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 | 省令第140条の4第3項予省令第153条第3項 | 　 | □ | □ | □ |
| ＊　ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、利用者の処遇に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けなくても差し支えありません。 |  | 　 | 　 | 　 |
| 1　ユニット2　浴室3　医務室4　調理室5　洗濯室又は洗濯場6　汚物処理室7　介護材料室 | 　 |  | 　 | 　 | 　 |
| ＊　併設事業所の場合は、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者の処遇に支障がないときは、併設本体施設の１から7に掲げる設備（ユニットを除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供しても差し支えありません。 | 省令第140条の4第4項予省令第153条第4項 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 【居室】 | 省令第140条の4第6項予省令第153条第6項 | 　 | □ | 　□ | □ |
| 一の居室の定員は１人となっていますか。　※利用者の処遇上必要と認められる場合は2人とすることができます。 | ・運営規程・平面図 |
| 居室は、いずれかのユニットに属し、ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられていますか。 | 　 | □ | □ | □ |
| また、１のユニットの利用定員は原則として10人以下とし、15人を超えないものとなっていますか。 | 　 | □ | □ | □ |
| 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上となっていますか。 | 　 | □ | □ | □ |
| 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮していますか。 | 　 | □ | □ | □ |
| 【共同生活室】 |  | 　 | 　 | 　 |
| いずれかのユニットに属し、ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むためにふさわしい形状になっていますか。 | 　 | □ | □ | □ |
| ５－１ | 設備及び備品等（ユニット型） | 床面積は、2平方メートルに共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。 | 　 | □ | □ | □ |
| 必要な設備及び備品を備えていますか。 | 　 | □ | □ | □ |
| 【洗面設備】 |  | 　 | 　 | 　 |
| 居室ごとに設けるか、共同生活室ごとに適当数設けていますか。 | 　 | □ | □ | □ |
| 要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。 | 　 | □ | □ | □ |
| 【便所】 |  | 　 | 　 | 　 |
| 　居室ごとに設けるか、共同生活室ごとに適当数設けていますか。 |  | □　 | □ | □ |
| 　要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。 | 　 | □ | □ | □ |
| 【浴室】 |  | 　 | 　 | 　 |
| 　要介護者が入浴するのに適したものとなっていますか。 | 　 | □ | □ | □ |
| 次の構造設備の基準を満たしていますか。 | 省令第140条4第7項予省令第153条第7項 |  | □ | □ | □ |
| 廊下幅は１.8メートル以上となっていますか。＊　ただし、中廊下の幅は2.７メートル以上となっていますか。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者の円滑な往来に支障がないと認められる場合は、1.5メートル以上（中廊下は1.8メートル以上）となっていますか。 | 　 |
| 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けていますか。 | 　 | □ | □ | □ |
| 階段の傾斜を緩やかにしていますか。 | 　 | □ | □ | □ |
| ５－１ | 設備及び備品等（ユニット型） | 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。 | 　 | □ | □ | □ |
| ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けていますか。＊　ただし、エレベーターを設けるときは、この限りではありません。 | 　 | □ | □ | □ |
| Ⅳ　運営基準 | 　 |
| 6 | 内容及び手続の説明及び同意 | サービスの提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項（＊）を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ていますか。＊重要事項とは○運営規程の概要（点検項目31番参照） ○従業者の勤務体制○事故発生時の対応　○苦情に対する措置の概要○第三者評価の実施状況　○利用者のサービス選択に資すると認められる事項 | 省令第125条予省令第133条 | ・重要事項説明書・利用申込書（契約書等）・同意に関する記録 | □ | □ | □ |
| 7 | 指定短期入所生活介護の開始及び終了 | 次の場合、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、サービスを提供していますか。　①利用者の心身の状況　②利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等。　③利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図る。 | 省令第126条第1項予省令第134条第1項 | ・運営規程 | □ | □ | □ |
| 居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の開始前から終了後まで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めていますか。 | 省令第126条第2項予省令第134条第2項 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 8 | 提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービス提供を拒否していませんか。特に要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していませんか。 | 省令第140条【準用第9条】予省令第142条【準用第49条の3】 | ・要介護度の分布がわかる 資料 | □ | □ | □ |
| 9 | サービス提供困難時の対応 | サービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに行っていますか。 | 省令第140条【準用第10条】予省令第142条【準用第49条の4】 | ・利用申込受付簿 | □ | □ | □ |
| 10 | 受給資格等の確認 | 利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。 | 省令第140条【準用第11条第1項】予省令第142条【準用第49条の5第1項】 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見を考慮していますか。 | 省令第140条【準用第11条第2項】予省令第142条【準用第49条の5第2項】 | □ | □ | □ |
| 11 | 要介護認定の申請に係る援助 | 利用申込者が要介護認定を受けていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、要介護認定申請のために必要な援助を行っていますか。 | 省令第140条【準用第12条第1項】予省令第142条【準用第49条の6第1項】 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 要介護認定の有効期間が終了する30日前には更新申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | 省令第140条【準用第12条第2項】予省令第142条【準用第49条の6第2項】 | □ | □ | □ |
| 12 | 心身の状況等の把握 | サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。 | 省令第140条【準用第13条】予省令第142条【準用第49条の7】 | ・利用者に関する記録・サービス担当者会議の 要点 | □ | □ | □ |
| 13 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 利用申込者又はその家族に対し、次のような法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行っていますか。①　居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること。②　居宅介護支援事業所に関する情報を提供③　その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助 | 省令第140条【準用第15条】予省令第142条【準用第49条の9】 | ・利用者の届出書 | □ | □ | □ |
| 14 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 | 省令第140条【準用第16条】予省令第142条【準用第49条の10】 | ・居宅サービス計画書・週間サービス計画表・短期入所生活介護計画書 | □ | □ | □ |
| 15 | サービスの提供の記録 | 介護サービスを提供した際は、必要な事項を書面に記録していますか。 | 省令第140条【準用第19条第1項】予省令第142条【準用第49条の13第1項】 | ・サービス提供票・別表・業務日誌・サービス計画書・短期入所生活介護記録 | □ | □ | □ |
| 介護サービスを提供した際は、具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、情報提供していますか。 | 省令第140条【準用第19条第2項】予省令第142条【準用第49条の13第2項】 | □ | □ | □ |
| 16 | 利用料等の受領 | 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。 | 省令第127条第1項予省令第135条第1項 | ・サービス提供票・別表・領収書控 | □ | □ | □ |
| 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。 | 省令第127条第2項予省令第135条第2項 | 　 | □ | □ | □ |
| 上記の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを受けていませんか。①食費②滞在費③利用者が選定する特別な居室の提供に係る費用④利用者が選定する特別な食事の提供に係る費用⑤送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）⑥理美容代⑦指定短期入所生活介護において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要とされる費用であって、利用者負担とすることが適当と認められる費用注：おむつ代は徴収できない注：保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用は認められない。（お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目は不可）注：⑦に係るものは、利用者の個別な希望により提供するものに限る。 （全ての利用者に一律に提供し、全ての利用者から画一的に徴収することは認められない） | 省令第127条第3項　　　　　　　予省令第135条第3項 | 　 | □ | □ | □ |
| 上記に掲げるサービスの内容及び費用については、あらかじめ、利用者又はその家族に文書を交付して説明を行い、利用者から同意を得ていますか。 | 省令第127条第5項予省令第135条第5項 | ・説明、同意が分かる書類 | □ | □ | □ |
| サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。 | 介護保険法第41条第8項 | ・領収書控 | □ | □ | □ |
| 上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | 介護保険法施行規則第65条 | ・領収書控 | □ | □ | □ |
| 17 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付していますか。 | 省令第140条【準用第21条】予省令第142条【準用第50条の2】 | ・サービス提供証明書控 | □ | □ | □ |
| 18 | 指定短期入所生活介護の取扱方針 | 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っていますか。 | 省令第128条第1項 | ・利用者に関する記録・処遇に関する日誌 | □ | □ | □ |
| 相当期間以上（＊）継続して入所する利用者については、サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。＊　概ね4日以上連続して利用する場合　　 | 省令第128条第2項 | ・短期入所生活介護計画書 | □ | □ | □ |
| サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | 省令第128条第3項 | ・短期入所生活介護計画書・行事、日課予定表 | □ | □ | □ |
| サービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。 | 省令第128条第4項予省令第136条第1項 | ・処遇に関する記録・身体的拘束等に関する 記録 | □ | □ | □ |
| ・以下の身体拘束はないか(あればチェック) 　　　　□徘徊防止のため車いすやﾍﾞｯﾄﾞに縛り付ける 　　　　□転落防止のためﾍﾞｯﾄﾞに縛り付ける 　　　　□ﾍﾞｯﾄﾞを柵で囲む 　　　　□点滴･経管栄養等を抜かないように縛る 　　　　□点滴･経管栄養等を抜かない又は皮膚を掻きむしらないように手袋等を付ける 　　　 □車いす等からずり落ちないように腰ﾍﾞﾙﾄやﾃｰﾌﾞﾙを付ける □立ち上がれないようないすを使用する 　　　　□介護着(つなぎ服)を着せる□迷惑防止のため､ﾍﾞｯﾄﾞなどに縛り付ける 　　　　□向精神薬を過剰に服用させる 　　　　□自分の意志で開けない居室に隔離する ・以上でチェックがある場合、以下の要件を満たしていますか。(満たしていればﾁｪｯｸ) 　　　　□入居者本人又は他の入院患者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い（切迫性） 　　　　□代替する介護方法がない（非代替性） 　　　　□一時的なものである（一時性） | 　 | 　 | 　 |
| サービス提供に当たって、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録していますか。 | 省令第128条第5項予省令第136条第2項　　 | ・身体的拘束等に関する 記録 | □ | □ | □ |
| 管理者及び従業者は身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。そのために、管理者は研修等に参加し、又は従業者を参加させるなど意識啓発に努めていますか。 | 平成13年4月6日老発第155号 | ・研修等に関する記録 | □ | □ | □ |
| 管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成していますか。 | 平成13年4月6日老発第155号 | 　 | □ | □ | □ |
| 《改善計画に盛り込むべき内容》①　事業所内の推進体制②　介護の提供体制の見直し③　「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き④　事業所の設備等の改善⑤　事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取り組み⑥　利用者の家族への十分な説明⑦　身体拘束廃止に向けての数値目標 | 　 | 　 | 　 |
| 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | 省令第128条第6項 | ・自己評価基準等 | □ | □ | □ |
| 19 | （指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針） | 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 | 予省令第143条第1項 | ・利用者に関する記録・処遇に関する日誌 | □ | □ | □ |
| 自らその提供するサービスの質の評価を行い、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。 | 予省令第143条第2項 | ・自己評価基準等 | □ | □ | □ |
| 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスを提供していますか。 | 予省令第143条第3項 |  | □ | □ | □ |
| 利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか。 | 予省令第143条第4項 | 　 | □ | □ | □ |
| 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけていますか。 | 予省令第143条第5項 | 　 | □ | □ | □ |
| 20 | 短期入所生活介護計画の作成 | 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議のうえ、具体的なサービス内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成していますか。 | 省令第129条第1項予省令第144条第2号 | ・短期入所生活介護計画書 | □ | □ | □ |
| 既に居宅サービス計画が作成されている場合、短期入所生活介護計画は当該居宅サービス計画に沿った内容となっていますか。また、必要に応じて変更していますか。 | 省令第129条第2項予省令第144条第3号 | ・居宅サービス計画書 | □ | □ | □ |
| 管理者は、短期入所生活介護計画の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。 | 省令第129条第3項予省令第144条第4号 | ・同意の記録 | □ | □ | □ |
| 管理者は、短期入所生活介護計画を作成したときは、利用者に当該短期入所生活介護計画を交付していますか。 | 省令第129条第4項予省令第144条第5号 | 　 | □ | □ | □ |
| 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期入所生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該短期入所生活介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。 | 通知第3の8の3（5）⑤ |  |  |  |  |
| 21 | （指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針） | サービス提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 | 予省令第144条第1号 | ・利用者に関する記録・処遇に関する日誌 | □ | □ | □ |
| 22 | 介護 | 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。 | 省令第130条第1項予省令第145条第1項 | ・短期入所生活介護計画書・利用者台帳 | □ | □ | □ |
| １週間に２回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきを行っていますか。 | 省令第130条第2項予省令第145条第2項 | ・入浴記録・利用者台帳 | □ | □ | □ |
| 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行っていますか。 | 省令第130条第3項予省令第145条第3項 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。 | 省令第130条第4項予省令第145条第4項 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 上記のほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。 | 省令第130条第5項予省令第145条第5項 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 常時１人以上の介護職員を介護に従事させていますか。 | 省令第130条第6項予省令第145条第6項 | ・職員勤務表 | □ | □ | □ |
| 利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。 | 省令第130条第7項予省令第146条第7項 | ・勤務に関する記録 | □ | □ | □ |
| 23 | 食事 | 栄養状態並びに摂食・嚥下機能その他の利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供していますか。　 | 省令第131条第1項予省令第146条第1項 | ・献立表・嗜好に関する調査・残食の記録 | □ | □ | □ |
| 利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援していますか。 | 省令第131条第2項予省令第146条第2項 | 　 | □ | □ | □ |
| 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。 | 通知第3の8の3の(７)の② | ・献立表 | □ | □ | □ |
| 夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降となっていますか。 | 通知第3の8の3の(７)の③ | ・サービス提供の記録 | □ | □ | □ |
| 食事の提供に関する業務は事業者自ら行っていますか。委託する場合は、食事の提供に関する業務の委託について適切に行われていますか。 | 通知第3の8の3の(７)の④ | ・業務委託の場合、契約書 | □ | □ | □ |
| 利用者の嚥下・咀嚼機能、食欲など心身の状態等を食事に反映させるため、居宅関係部門と食事関係部門との連携が取られていますか。 | 通知第3の8の3の(７)の⑤ | ・連携したことが分かる書類 | □ | □ | □ |
| 栄養食事相談を行っていますか。 | 通知第3の8の3の(７)の⑥ | ・相談に関する記録 | □ | □ | □ |
| 食事の内容について、医師又は栄養士を含む会議において検討を行っていますか。 | 通知第3の8の3の(７)の⑦ | ・検討に関する記録 | □ | □ | □ |
| 24 | 機能訓練 | 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。 | 省令第132条　　　　　予省令第147条 | ・訓練に関する記録 | □ | □ | □ |
| 25 | 健康管理 | 医師及び看護職員は、常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとっていますか。 | 省令第133条　　　　　　予省令第148条 | ・看護に関する記録・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 26 | 相談及び援助 | 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。 | 省令第134条　　　　　　予省令第149条 | ・利用者に関する記録・相談に関する記録 | □ | □ | □ |
| 27 | その他のサービスの提供 | 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っていますか。 | 省令第135条第1項　　　　　　予省令第150条第1項 | ・事業計画（報告）書 | □ | □ | □ |
| 常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。 | 省令第135条第2項　　　　　　予省令第150条第2項 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 28 | 利用者に関する市町への通知 | 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知していますか。①正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | 省令第140条【準用第26条】予省令第142条【準用第50条の3】 | ・市町に送付した通知に 係る記録 | □ | □ | □ |
| 29 | 緊急時等の対応 | 利用者の病状の急変など、緊急時には主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡など必要な措置を講じていますか。 | 省令第136条予省令第137条 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 当該医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。 | 通知第3の8の3の(12)の② | ・契約書 | □ | □ | □ |
| 30 | 管理者の責務 | 事業所の従業者及び業務の管理は、管理者により一元的に行われていますか。また、管理者は従業者に法令・基準等を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | 省令第140条【準用第52条】予省令第142条【準用第52条】 | ・組織図、組織規程・業務分担表・業務報告書・業務日誌等 | □ | □ | □ |
| 31 | 運営規程 | 指定短期入所生活介護事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めていますか。 | 省令第137条予省令第138条 | ・運営規程 | □ | □ | □ |
| ①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　利用定員（第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）④　指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額⑤　通常の送迎の実施地域⑥　サービス利用に当たっての留意事項⑦　緊急時等における対応方法⑧　非常災害対策⑨　虐待の防止のための措置に関する事項⑩　その他運営に関する重要事項 |
| 32 | 勤務体制の確保等 | 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。 | 省令第140条【準用第101条第1項】予省令第142条【準用第120条の2第1項】 | ・就業規則・運営規程・雇用契約書・職員勤務表（原則として月ごと） | □ | □ | □ |
| 併設の短期入所生活介護事業所については、本体施設の従業者と併せて職員勤務表を作成していますか。ただし、空きベッドを利用して指定短期入所生活介護の事業を行う特別養護老人ホームについては、当該特別養護老人ホームの従業者について職員勤務表が作成されていれば差し支えありません。 | 通知第3の８の3の(20)のイ | ・職員勤務表 | □ | □ | □ |
| 【ユニット型】次の職員を配置していますか。1. 昼間においては、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
2. 夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
3. ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
 | 省令第140条の11の2第2項予省令第157条第2項 | ・職員勤務表 | □ | □ | □ |
| 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 | 省令第140条【準用第101条第2項】予省令第142条【準用第120条の2第2項】 | ・職員勤務表・雇用契約書 | □ | □ | □ |
| 短期入所生活介護従業者の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。また、すべての短期入所生活介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 | 省令第140条【準用第101条第3項】予省令第142条【準用第120条の2　第3項】 | ・研修計画、出張命令・研修会資料・研修受講修了証明書 | □ | □ | □ |
| 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するために必要とされる以下のような措置を講じていますか。1. 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
2. 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。
 | 省令第140条【準用第101条第4項】予省令第142条【準用第120条の2第4項】 |  | □ | □ | □ |
| 33 | 業務継続計画の策定等 | 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していますか。 | 省令第140条【準用第30条の2第1項】予省令第142条【準用第53条の2の2第1項】 |  | □ | □ | □ |
| 短期入所生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | 省令第140条【準用第30条の2第2項】予省令第142条【準用第53条の2の2第2項】 |  | □ | □ | □ |
| 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | 省令第140条【準用第30条の2第3項】予省令第142条【準用第53条2の2第3項】 |  | □ | □ | □ |
| 34 | 定員の遵守 | 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数に対して同時に指定短期入所生活介護を行っていませんか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。 | 省令第138条第1項予省令第139条第1項 | ・利用者名簿・運営規程 | □ | □ | □ |
| 利用者の状況や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を提供する場合であって、利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として、専用の居室以外の静養室で受け入れていますか。※短期入所生活介護の利用定員40人未満の場合は1人、40人以上の場合は2人まで認められる。 | 省令第138条第2項予省令第139条第2項 |  | □ | □ | □ |
| 35 | 非常災害対策 | 非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（事業所防災計画）を策定し、事業所の見やすい場所に掲示していますか。 | 条例第5条第1項予条例第5条第1項 |  |  |  |  |
| 事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行っていますか。 | 条例第5条第2項予条例第5条第2項 | ・消防計画・避難訓練等の実施記録 | □ | □ | □ |
| 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 | 条例第5条第3項予条例第5条第3項 |  |  |  |
| 訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行っていますか。 | 条例第5条第4項予条例第5条第4項 | □ | □ | □ |
| 非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が事業所において当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めていますか。 | 条例第5条第5項予条例第5条第5項 | □ | □ | □ |
| 36 | 衛生管理等 | 利用者の使用する施設、食器その他の設備・飲料水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じていますか。 | 省令第140条【準用第104条第1項】予省令第139条の2 | ・水質検査等の記録・受水槽、浴槽の清掃記録・衛生管理マニュアル等 | □ | □ | □ |
| 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下に掲げる措置を講じていますか。⓵感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催、その結果の周知徹底⓶事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備⓷短期入所生活介護従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的な実施。※感染症の予防及びまん延の防止のための措置は令和6年3月31日まで努力義務。（令和6年4月1日より義務化）特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、別途発出されている通知に基づき、適切な措置を講じていますか。 | 省令第140条【準用第104条第2項】予省令第139条の2 | ・感染症対策マニュアル等 | □ | □ | □ |
| 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言・指導を求めるとともに、密接な連携を図っていますか。 | 通知第3の6の3の(8) | ・研修等参加記録・指導等に関する記録 | □ | □ | □ |
| 37 | 重要事項の掲示 | 事業所の利用者から見やすい場所に、重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | 条例第140条【準用第32条】予省令第142条【準用第53条の4】 |  | □ | □ | □ |
| 上記の掲示を行っていない場合は、代わりに運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を、事業所に備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧できるようにしていますか。 | 省令第73条【準用第32条第2項】予省令第142条【準用第53条の4第2項】 |  | □ | □ | □ |
| 38 | 秘密保持等 | 従業者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。 | 省令第140条【準用第33条第1項】予省令第142条【準用第53条の5第1項】 | ・就業時の取り決め等の記録 | □ | □ | □ |
| 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はの家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。 | 省令第140条【準用第33条第2項】予省令第142条【準用第53条の5第2項】 | ・就業時の取り決め等の記録 | □ | □ | □ |
| サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者その家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を書面により得ていますか。 | 省令第140条【準用第33条第3項】予省令第142条【準用第53条の5第3項】 | ・利用者及び家族の同意書 | □ | □ | □ |
| 39 | 広告 | 広告内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。 | 省令第140条【準用第34条】予省令第142条【準用第53条の6】 | ・広告物 | □ | □ | □ |
| 40 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | 省令第140条【準用第35条】予省令第142条【準用第53条の7】 | 　 | □ | □ | □ |
| 41 | 苦情処理等 | 利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。 | 省令第140条【準用第36条】予省令第142条【準用第53条の8】 | ・運営規程・苦情に関する記録・苦情対応マニュアル・苦情に対する対応結果記録・指導等に関する改善記録・市町への報告記録・国保連からの指導に対する改善記録・国保連への報告書 | □ | □ | □ |
| 　　苦情件数　：　月　　　　件程度　　苦情相談窓口の設置　：　有　・　無　　相談窓口担当者　：　 | 　 | 　 | 　 |
| 相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を利用者又はその家族に知らせるとともに、事業所に掲示していますか。 |  |  |  |
| 苦情相談を受けたことがある場合、苦情相談等の内容を記録していますか。苦情相談を受けたことがない場合、苦情相談等の内容を記録する準備をしていますか。 | □ | □ | □ |
| 苦情に関する市町・国保連の調査に協力し、指導又は助言に従って必要な改善に努めるとともに、当該改善の内容を報告していますか。 |  |  |  |
| 42 | 地域との連携等 | 事業の運営に当たっては、提供サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | 省令第140条【準用第36条の2】予省令第142条【準用第53条の9第1項】 | ・地域交流に関する記録 | □ | □ | □ |
| 43 | 地域等との連携 | 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 | 省令第139条予省令第140条 |  | □ | □ | □ |
| 44 | 事故発生時の対応 | 事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や措置について記録していますか。過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備していますか。　→過去一年間の事故事例の有無：　有　・　無 | 省令第140条【準用第37条】予省令第142条【準用第53条の10】 | ・事故対応マニュアル・事故に関する記録・事故発生報告書 | □ | □ | □ |
| 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしていますか。　→損害賠償保険への加入：　有　・　無 | ・損害賠償関係書類 | □ | □ | □ |
| 事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | ・事故再発防止検討記録 | □ | □ | □ |
| 45 | 虐待の防止 | 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じていますか。1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、短期入所生活介護従業者に周知徹底。
2. 事業所における虐待防止のための指針の整備
3. 事業所において、短期入所生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修の徹底的な実施。
4. ③を適切に実施するための担当者の配置。
 | 省令第119条【準用第37条の2】予省令第142条【準用第53条の10の2】 |  | □ | □ | □ |
| 46 | 会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | 省令第140条【準用第38条】予省令第142条【準用第53条の11】 | ・会計関係書類 | □ | □ | □ |
| 47 | 記録の整備 | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | 省令第139条の2第1項予省令第141条第1項 | ・職員名簿・設備台帳・会計関係書類 | □ | □ | □ |
| 次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存していますか。⓵　短期入所生活介護計画書⓶　提供した具体的なサービス内容等の記録⓷　身体的拘束等に関する記録⓸　市町村への通知に係る記録⓹　苦情の内容等の記録⓺　事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 | 条例第4条予条例第4条 | ・短期入所生活介護計画書・サービス提供記録・身体的拘束等に関する 記録・市町への通知に係る記録・苦情の記録・事故の記録 | □ | □ | □ |
| Ⅴ　変更の届出等 | 　 |
| 48 | 変更の届出等 | ・　次に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を届け出ていますか。　□　事業所の名称及び所在地　□　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名　□　申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）　□　特別養護老人ホームにおいて行う場合又は併設事業所において行う場合にあってはその旨□　建物の構造概要及び平面図□　特別養護老人ホームにおいて行うときは特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数　□　事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所　□　運営規程　□　協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該契約医療機関との契約の内容 | 介護保険法第75条第１項介護保険法施行規則第13１条第１項及び第２項 | ・届出書類の控 | □ | □ | □ |
| Ⅵ－１　介護給付費関係 | 　 |
| 49 | 基本的事項 | 指定短期入所生活介護に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。ただし、短期入所生活介護事業者が事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都道府県知事に事前に届出を行った場合は、この限りではありません。 | 平12厚告19の一 | ・短期入所生活介護計画書・介護給付費請求書・介護給付費明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 指定短期入所生活介護に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 | 平12厚告19の二 | □ | □ | □ |
| １単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り上げて計算していますか。 | 平12厚告19の三 | □ | □ | □ |
| 50 | 短期入所生活介護費【単独型】 | 平成27年厚生労働省告示第96号（厚生労働大臣が定める施設基準）の九に適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）の一のイの（1）を満たすものとして県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び平成27年厚生労働省告示第96号の十に掲げる区分（従来型個室、多床室）に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 | 平12厚告19別表の8注1 | ・短期入所生活介護計画書・介護給付費請求書・介護給付費明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。 | □ | □ | □ |
| 利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が人員基準を満たさない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。 | □ | □ | □ |
| 短期入所生活介護費【併設型】 | 平成27年厚生労働省告示第96号（厚生労働大臣が定める施設基準）の九に適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）の一のロの（1）を満たすものとして県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び平成27年厚生労働省告示第96号の十に掲げる区分（従来型個室、多床室）に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 | 平12厚告19の別表の8注1 | ・短期入所生活介護計画書・介護給付費請求書・介護給付費明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。 | □ | □ | □ |
| 利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が人員基準を満たさない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。 | □ | □ | □ |
| 51 | ユニットにおける職員に係る減算 | 厚生労働大臣が定める施設基準（※）を満たさない場合、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。※イ　日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。　ロ　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 | 平12厚告19の別表の8注２ |  |  |  |  |
| 52 | 共生型短期入所生活介護費の算定 | 併設型短期入所生活介護費について、共生型居宅サービスの事業を行う指定短期入所事業者が当該事業を行う事業所において共生型短期入所介護を行った場合は、所定単位数の100分の92に相当する単位数を算定していますか。 | 平12厚告19の別表の8注3 |  | □ | □ | □ |
| 53 | 生活相談員配置等加算 | 併設型短期入所生活介護費について、次の基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、共生型短期入所生活介護費を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、１日につき13単位を加算していますか。■　生活相談員を１名以上配置していること。■　地域に貢献する活動を行っていること。 | 平12厚告19別表の8注4 |  | □ | □ | □ |
| 54 | 生活機能向上連携加算 | 厚生労働大臣が定める基準に適合している者として県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。1. 生活機能向上連携加算（Ⅰ）　100単位

※利用者の急性増悪当により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き、３月に１回を限度とする。1. 生活機能向上連携加算（Ⅱ）　200単位

個別機能訓練加算を算定している場合については、（1）は算定せず、（2）は１月につき100単位を所定単位数に加算していますか。 | 平12厚告19別表の8注5 |  | □ | □ | □ |
| 生活機能向上連携加算（Ⅰ）※いずれにも適合すること | ⓵指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師の助言に基づき、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 | □ | □ | □ |
| ⓶個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 | □ | □ | □ |
| ⓷⓵の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を３月ごとに１回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 | □ | □ | □ |
| 生活機能向上連携加算（Ⅱ）※いずれにも適合すること | ⓵指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 | □ | □ | □ |
| ⓶個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 | □ | □ | □ |
| ⓷⓵の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を３月ごとに１回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画書の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 | □ | □ | □ |
| 55 | 機能訓練指導員加算 | 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所については、1日につき12単位を加算していますか。 | 平12厚告19の別表の8注6 | ・職員勤務表 | □ | □ | □ |
| 56 | 個別機能訓練加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届出た指定短期入所生活介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、1日につき56単位を加算していますか。※機能訓練の実施日に算定 | 平12厚告19の別表の8注7 | ・短期入所生活介護計画・興味・関心チェックシート・個別機能訓練計画書・居宅訪問チェックシート | □ | □ | □ |
| 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等(※1)を１名以上配置していること。※機能訓練指導員加算の常勤専従の機能訓練指導員との兼務はないこと。　 | □ | □ | □ |
| 機能訓練指導員等(※2)が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。 | □ | □ | □ |
| 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 | □ | □ | □ |
| 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後３月ごとに１回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。 | □ | □ | □ |
| ＜サービス内容の留意点＞※1　理学療法士等とは,理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）をいう。※2　機能訓練指導員等とは、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者をいう。①　短期入所生活介護事業所を計画的又は、期間を定めて利用する者に対するもので、在宅生活の継続支援を評価する加算のため、通所介護の設備を利用する長期宿泊者は加算の対象とならない。②　理学療法士等から直接訓練を受けた利用者のみ算定対象となる。③　利用者ごとに目標,実施時間,実施方法等を内容とする計画を他職種が共同して作成すること。また,個別機能訓練計画に基づいて行った訓練の効果,実施時間,実施方法等について評価等を行うこと。⓸　身体機能そのものの回復を主たる目的とするものではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り,居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施すること。⑤　目標については,利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定し、利用者の意欲向上につながるよう,段階的な目標を設定するなど,可能な限り,具体的かつ分かりやすい目標とすること。※　具体的には、適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標(一人で入浴できるようになりたい等)を設定の上,この目標を達成するための訓練を実施すること。⑥　利用者に対して個別に（類似の目標をもち同様の訓練内容が設定された５人程度以下の小集団に対してでも可）、機能訓練指導員が直接行うこと。※　必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とすること。※　効果的な実施のため，概ね週１回以上の実施を目安とすること。⑦　開始時に機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、多職種協同で個別機能訓練計画を作成した上で実施すること。　その後３ヶ月ごとに１回以上利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して,個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況を説明し,記録するとともに訓練内容の見直しを行うこと。※　評価内容や目標の達成度合いについて、担当の介護支援専門員に適宜報告・相談すること。必要に応じて利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。⑧　個別機能訓練に関する記録(実施時間,訓練内容,担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従業者により閲覧が可能であるようにすること。※「通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について」(平成27年3月27日老振発第0327第2号)を参照 |  |  |
| 57 | 看護体制加算 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当しているものとして県知事に届け出た事業所については、施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次の単位数を加算していますか。ただし、看護体制加算（Ⅰ）を算定している場合は、看護体制加算（Ⅲ）イ又はロは算定せず、看護体制加算（Ⅱ）を算定している場合は、看護体制加算（Ⅳ）イ又はロは算定しない。（１）看護体制加算（Ⅰ）　　　4単位（２）看護体制加算（Ⅱ）　　　8単位（３）看護体制加算（Ⅲ）イ　　12単位（４）看護体制加算（Ⅲ）ロ　　６単位（５）看護体制加算（Ⅳ）イ　　23単位（６）看護体制加算（Ⅳ）ロ　　13単位 | 平12厚告19の別表の8注8　 | ・職員勤務表・連携体制に関する資料　 | □　 | □　 | □　 |
| 看護体制加算（Ⅰ）※いずれにも適合すること | ■常勤の看護師を1名以上配置していること。※本体施設との兼務不可　 | □ | □ | □ |
| ■定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | □ | □ | □ |
| 看護体制加算（Ⅱ）※いずれにも適合すること | ■看護職員の数が次に掲げる基準に適合すること。 | 　 | 　 | 　 |
| 事業所（空床利用の特別養護老人ホームを除く。）の看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。 | □ | □ | □ |
| 事業所が空床利用の特別養護老人ホームである場合は、当該特別養護老人ホームの看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数（指定短期入所生活介護の利用者の数及び特別養護老人ホームの入所者の数の合計数）が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、特別養護老人ホーム基準に規定する看護職員の数に１を加えた数以上であること。 | □ | □ | □ |
| ■事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。 | □ | □ | □ |
| ■定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | □ | □ | □ |
| 看護体制加算（Ⅲ）イ※いずれにも適合すること | ■利用定員が29人以下であること。 | □ | □ | □ |
| ■指定短期入所生活介護事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前３月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５である者の占める割合が100分の70以上であること。 | □ | □ | □ |
| ■常勤の看護師を1名以上配置していること。※本体施設との兼務不可　 | □ | □ | □ |
| ■定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | □ | □ | □ |
| 看護体制加算（Ⅲ）ロ※いずれにも適合すること | ■利用定員が30人以上50人以下であること。 | □ | □ | □ |
| ■指定短期入所生活介護事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前３月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５である者の占める割合が100分の70以上であること。 | □ | □ | □ |
| ■常勤の看護師を1名以上配置していること。※本体施設との兼務不可　 | □ | □ | □ |
| ■定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | □ | □ | □ |
| 看護体制加算（Ⅳ）イ※いずれにも適合すること | ■看護職員の数が次に掲げる基準に適合すること。 |  | 　 |  |
| 事業所（空床利用の特別養護老人ホームを除く。）の看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。 | □ | □ | □ |
| 事業所が空床利用の特別養護老人ホームである場合は、当該特別養護老人ホームの看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数（指定短期入所生活介護の利用者の数及び特別養護老人ホームの入所者の数の合計数）が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、特別養護老人ホーム基準に規定する看護職員の数に１を加えた数以上であること。 | □ | □ | □ |
| ■事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。 | □ | □ | □ |
| ■定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | □ | □ | □ |
| ■利用定員が29人以下であること。 | □ | □ | □ |
| ■指定短期入所生活介護事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前３月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５である者の占める割合が100分の70以上であること。 | □ | □ | □ |
| 看護体制加算（Ⅳ）ロ※いずれにも適合すること | ■看護職員の数が次に掲げる基準に適合すること。 |  |  |  |
| 事業所（空床利用の特別養護老人ホームを除く。）の看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。 | □ | □ | □ |
| 事業所が空床利用の特別養護老人ホームである場合は、当該特別養護老人ホームの看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数（指定短期入所生活介護の利用者の数及び特別養護老人ホームの入所者の数の合計数）が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、特別養護老人ホーム基準に規定する看護職員の数に１を加えた数以上であること。 | □ | □ | □ |
| ■事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。 | □ | □ | □ |
| ■定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | □ | □ | □ |
| ■指定短期入所生活介護事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前３月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５である者の占める割合が100分の70以上であること。 | □ | □ | □ |
| ■利用定員が30人以上50人以下であること。 | □ | □ | □ |
| 58 | 医療連携強化加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める状態（※）にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、１日につき58単位を加算していますか。ただし、在宅中重度者受入加算を算定している場合は，算定しない。 | 平12厚告19の別表の8注9 |  | □ | □ | □ |
| ※別に厚生労働大臣が定める状態とは、次のいずれかに該当する状態をいう。①喀痰吸引を実施している状態②呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態③中心静脈注射を実施している状態④人工腎臓を実施している状態⑤重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態⑥人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態⑦経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態⑧褥瘡に対する治療を実施している状態⑨気管切開が行われている状態 |  |  |  |
| 看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定していること。 | □ | □ | □ |
| 利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること。 | □ | □ | □ |
| 主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。 | □ | □ | □ |
| 急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。 | □ | □ | □ |
| 59 | 夜勤職員配置加算 | 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして県知事に届け出た事業所については、施設基準に掲げる区分に従い、1日つき次に掲げる単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、共生型短期入所生活介護を算定している場合は、算定しない。 | 平12厚告19の別表の8注10 | ・職員勤務表 | □　　 | □　　 | □　　 |
| （１）夜勤職員配置加算（Ⅰ）　　　13単位（２）夜勤職員配置加算（Ⅱ）　　　18単位（３）夜勤職員配置加算（Ⅲ）　　　15単位（４）夜勤職員配置加算（Ⅳ）　　　20単位 | 　 | 　 |
| ※ユニット型以外においては（Ⅰ）又は（Ⅲ）、ユニット型においては（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定する。 | 　 | 　 |
| 夜勤職員配置加算（Ⅰ）又は（Ⅱ） | ⓵夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準に１を加えた数以上であること。※ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合には、最低基準に0.9を加えた数以上であること。・利用者の動向を検知できる見守り機器を、当該事業所の利用者数の15％以上の数設置していること・見守り危機を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること | □ | □ | □ |
| 夜勤職員配置加算（Ⅲ）又は（Ⅳ）※いずれにも適合すること | ⓵夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準に１を加えた数以上であること。※ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合には、最低基準に0.9を加えた数以上であること。・利用者の動向を検知できる見守り機器を、当該事業所の利用者数の15％以上の数設置していること・見守り危機を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること | □ | □ | □ |
| ⓶夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を１人以上配置していること。 | □ | □ | □ |
| ⓷当該事業所が、登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者の登録を受けていること。 | □ | □ | □ |
| 夜勤職員配置加算（Ⅰ）～（Ⅳ）の⓵について次のaまたはbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上である場合に算定すること。 | □ | □ | □ |
| a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合最低基準の数に10分の9を加えた数1. 見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の10分の1以上の数設置していること。
2. 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。
 | □ | □ | □ |
| b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合最低基準の数に10分の6を加えた数（ユニット型以外において夜勤職員基準第一号ロ（1）（一）f※に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、最低基準の数に10分の8を加えた数）1. 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数以上設置していること。
2. 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。
3. 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項（※）を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

※（ⅰ）夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保（ⅱ）夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮（ⅲ）見守り機器等の定期的な点検（ⅳ）見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修 | □ | □ | □ |
| 60 | 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 医師が、認知症の行動・心理症状（※）が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対しサービス提供を行った場合は、利用を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき200単位を加算していますか。※認知症の行動・心理症状とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指すもの。 | 平12厚告19の別表の8注11 | ・短期入所生活介護計画・居宅サービス計画 | □ | □ | □ |
| 61 | 若年性認知症利用者受入加算 | 平成27年厚生労働省告示第95号の十八に適合しているもの※として県知事に届け出た事業所において、若年性認知症利用者に対してサービス提供を行った場合には、１日につき120単位を加算していますか。※受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。 | 平12厚告19の別表の8注12 | 　 | □ | □ | □ |
| 62 | 送迎加算 | 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を加算していますか。 | 平12厚告19の別表の8注13 | ・送迎記録 | □ | □ | □ |
| 63 | 従来型個室利用者が多床室で算定する場合 | 従来型個室利用者で次のいずれかに該当する者に対して、多床室の報酬（単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）又は併設型短期入所生活介護費（Ⅱ））を算定していますか。 | 平12厚告19の別表の8注14 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者ロ　居室の面積が10.65㎡以下の従来型個室を利用する者ハ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 64 | 緊急短期入所受入加算 | 別に厚生労働大臣が定める者（※）に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として、1日につき90単位を加算していますか。※利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められたもの。ただしい、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。 | 平12厚告19の別表の8注15 | 　 | □ | □ | □ |
| 65 | 連続した利用 | 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合は、30日を超える日以降に受けたサービスについては、短期入所生活介護費を算定していませんか。 | 平12厚告19の別表の8注17 | ・短期入所生活介護計画・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 66 | 連続した利用における減算 | 別に厚生労働大臣が定める利用者（※）に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、1日につき30単位を減算していますか。※連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者 | 平12厚告19の別表の8注18 |  |  |  |  |
| 67 | 療養食加算 | 次の①から③のいずれの基準にも適合するものとして県知事に届け出て、当該基準による食事の提供を行う事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食（※）を提供したときは、１日につき3回を限度として、8単位を加算していますか。 | 平12厚告19別表の8ハ | ・食事せん・食事提供に関する記録 | □ | □ | □ |
|  | 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。 | □ | □ | □ |
|  | 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。 | □ | □ | □ |
|  | 食事の提供が、定員利用・人員基準に適合している事業所において行われていること。 | □ | □ | □ |
| ※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食。 |
| 68 | 在宅中重度者受入加算 | 利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、１日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ加算していますか。 | 平12厚告19別表の8ニ | ・居宅サービス計画・訪問看護事業所との契約・短期入所生活介護計画 | □ | □ | □ |
| 1. 看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定している場合（看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定していない場合に限る）　　　　　　　　　　　　　　　　　421単位
2. 看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定している場合（看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定していない場合に限る）　　　　　　　　　　　　　　　　　417単位
3. 看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロ及び（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロいずれも算定している場合

413単位1. 看護体制加算を算定していない場合　　　　　　　425単位
 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 69 | 認知症専門ケア加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者（※）に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。（１）　認知症専門ケア加算（Ⅰ）　　　　　　３単位（２）　認知症専門ケア加算（Ⅱ）　　　　　　４単位※厚生労働大臣が定める者は次のとおり　日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 | 平12厚告19別表の8ホ |  | □ | □ | □ |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）※いずれにも適合すること | 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」）の占める割合が２分の１以上であること。 | □ | □ | □ |
| 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 | □ | □ | □ |
| 当該事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 | □ | □ | □ |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ）※いずれにも適合すること | 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が２分の１以上であること。 | □ | □ | □ |
| 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 | □ | □ | □ |
| 当該事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 | □ | □ | □ |
| 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 | □ | □ | □ |
| 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 | □ | □ | □ |
| 70 | サービス提供体制強化加算 | 平成27年厚生労働省告示第95号の二十一に適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が利用者に対しサービス提供を行った場合は、1回につき次の単位数を加算していますか。（１） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　　22単位（２） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　 18単位（３） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　　 6単位 | 平12厚告19の別表の8へ | ・職員に関する記録・常勤換算方法により算出した前年度(３月を除く)の平均の記録・職員勤務表・職員履歴書　 | □ | □ | □ |
| ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していませんか。 | □ | □ | □ |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）※いずれにも適合すること | 次のいずれかに適合すること・指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。・指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。 | □ | □ | □ |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | □ | □ | □ |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）※いずれにも適合すること | 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 | □ | □ | □ |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | □ | □ | □ |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）※いずれにも適合すること | 次のいずれかに適合すること・指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。・指定短期入所生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。・指定短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 | □ | □ | □ |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | □ | □ | □ |
| 71 | 介護職員処遇改善加算 | 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、令和６年3月31日までの間に次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | 平12厚告19別表の8ト | ・介護職員処遇改善加算 計画書・賃金台帳 | □ | □ | □ |
| （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　次の①に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の83に相当する単位数（２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　次の①（1）～（6）、（７）の（一）～（四）及び（８）に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の60に相当する単位数（３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　次の①（1）～（6）に適合し、②に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の33に相当する単位数 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ① | （1）介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 | □ | □ | □ |
|  | （2）当該指定短期入所生活介護事業所において、上記の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 | □ | □ | □ |
| （3）介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | □ | □ | □ |
| （4）当該指定短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 | □ | □ | □ |
| （5）算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 | □ | □ | □ |
| （6）労働保険料の納付が適正に行われていること。 | □ | □ | □ |
| （7）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　（一）介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。　（二）（一）の要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周知していること。　（三）介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。　（四）（三）について、全ての介護職員に周知していること。　（五）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。（六）（五）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
| （8）（２）の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
| ⓶ | 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。　a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。 A 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 B　Aについて、全ての介護職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
| 72 | 介護職員等特定処遇改善加算 | 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとし県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | 平12厚告19別表の8チ |  | □ | □ | □ |
| （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　次の①～⓼に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の27に相当する単位数（２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　次の⓵～⓸、⓺～⓼に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の23に相当する単位数 |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている。1. 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち1人は賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は、賃金改善後の賃金の見込額が、年額440万円以上あること。
2. 事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。
3. 介護職員（経験・技能のある職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。
4. 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年間440万円を上回らないこと。
 | □ | □ | □ |
|  | 事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、すべての職員に周知し、県知事に届け出ていること。 | □ | □ | □ |
|  | 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | □ | □ | □ |
|  | 事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を県知事に報告すること。 | □ | □ | □ |
|  | 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。1. 短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。
2. 当該指定短期入所生活介護事業所が、指定居宅サービス等基準第121条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームが、併設事業所である場合にあっては、併設本体施設が介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出でいること。
 | □ | □ | □ |
|  | 短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 | □ | □ | □ |
|  | ⓶の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額をすべての職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
|  | ⓻の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 | □ | □ | □ |
| Ⅵ－２　介護給付費関係（介護予防） | 　 |
| 73 | 基本的事項 | 指定介護予防短期入所生活介護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、県知事に事前に届出を行った場合は、この限りではありません。 | 平18厚告127の一 | ・介護予防短期入所生活 介護計画書・介護給付費請求書・介護給付費明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 指定介護予防短期入所生活介護に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 | 平18厚告127の二 | □ | □ | □ |
| １単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り上げて計算していますか。 | 平18厚告127の三 | □ | □ | □ |
| 74 | 介護予防短期入所生活介護費【単独型】 | 平成27年厚生労働省告示第96号（厚生労働大臣が定める施設基準）の七十二に適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）の八のイの（1）を満たすものとして県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び平成27年厚生労働省告示第96号の七十三に掲げる区分（従来型個室、多床室）に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 | 平18厚告127別表の6注1 | ・介護予防短期入所生活 介護計画書・介護給付費請求書・介護給付費明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。 | □ | □ | □ |
| 利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が人員基準を満たさない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。 | □ | □ | □ |
| 介護予防短期入所生活介護費【併設型】 | 平成27年厚生労働省告示第96号（厚生労働大臣が定める施設基準）の七十二に適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）の八のロの（1）を満たすものとして県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び平成27年厚生労働省告示第96号の七十三に掲げる区分（従来型個室、多床室）に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 | 平18厚告127別表の6注1 | ・介護予防短期入所生活 介護計画書・介護給付費請求書・介護給付費明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。 | □ | □ | □ |
| 利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が人員基準を満たさない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。 | □ | □ | □ |
| 75 | ユニットにおける職員に係る減算 | 厚生労働大臣が定める施設基準（※）を満たさない場合、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。※イ　日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。　ロ　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 | 平18厚告127別表の6注2 | ・職員勤務表 | □ | □ | □ |
| 76 | 共生型介護予防短期入所生活介護費の算定 | 併設型介護予防短期入所生活介護について、共生型介護予防サービスの事業を行う指定短期入所事業者が当該事業を行う事業所において共生型介護予防短期入所生活介護を行った場合は、所定単位数の100分の92に相当する単位数を算定していますか。 | 平18厚告127別表の6注3 |  | □ | □ | □ |
| 77 | 生活相談員配置等加算 | 併設型介護予防短期入所生活介護について、次の基準に適合しているものとして県知事に届け出た介護予防短期入所生活介護事業所において、共生型介護予防短期入所生活介護費を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、１日につき13単位を加算していますか。■　生活相談員を一名以上配置していること。■　地域に貢献する活動を行っていること。 | 平18厚告127別表の6注４ |  | □ | □ | □ |
| 78 | 生活機能向上連携加算 | 厚生労働大臣が定める基準に適合している者として県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。1. 生活機能向上連携加算（Ⅰ）　100単位

※利用者の急性増悪当により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き、３月に１回を限度として1月につき100単位を加算。1. 生活機能向上連携加算（Ⅱ）　200単位

※1月につき、200単位を加算。個別機能訓練加算を算定している場合については、（1）は算定せず、（2）は１月につき100単位１月につき100単位を所定単位数に加算していますか。 | 平18厚告127別表の6注５ |  | □ | □ | □ |
| 生活機能向上連携加算（Ⅰ）※いずれにも適合すること | ⓵指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師の助言に基づき、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 | □ | □ | □ |
| ⓶個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 | □ | □ | □ |
| ⓷⓵の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を３月ごとに１回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 | □ | □ | □ |
| 生活機能向上連携加算（Ⅱ）※いずれにも適合すること | ⓵指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 | □ | □ | □ |
| ⓶個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 | □ | □ | □ |
| ⓷⓵の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を３月ごとに１回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画書の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 | □ | □ | □ |
| 79 | 機能訓練指導員加算 | 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1名以上配置しているものとして県知事に届け出た事業所については、1日につき12単位を加算していますか。 | 平18厚告127別表の6注６ | ・職員勤務表 | □ | □ | □ |
| 80 | 個別機能訓練加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届出た指定介護予防短期入所生活介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、1日につき56単位を加算していますか。 | 平18厚告127別表の6注７ | ・短期入所生活介護計画・興味・関心チェックシート・個別機能訓練計画書・居宅訪問チェックシート | □ | □ | □ |
| 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を１名以上配置していること。 | □ | □ | □ |
| 機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。 | □ | □ | □ |
| 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 | □ | □ | □ |
| 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後３月ごとに１回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。 | □ | □ | □ |
| 81 | 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 医師が、認知症の行動・心理症状（※）が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対しサービス提供を行った場合は、利用を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき200単位を加算していますか。※認知症の行動・心理症状とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指すもの。 | 平18厚告127別表の6注８ | ・介護予防短期入所生活介護計画・介護予防サービス計画 | □ | □ | □ |
| 82 | 若年性認知症利用者受入加算 | 平成27年厚生労働省告示第95号の十八に適合しているもの（※）として都道府県知事に届け出た事業所において、若年性認知症利用者に対してサービス提供を行った場合には、１日につき120単位を加算していますか。※受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要支援者となったもの）ごとに個別の担当者を定めていること。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。 | 平18厚告127別表の６注９ | 　 | □ | □ | □ |
| 83 | 送迎加算 | 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を加算していますか。 | 平18厚告127別表の６注10 | ・送迎記録 | □ | □ | □ |
| 84 | 従来型個室利用者が多床室で算定する場合 | 従来型個室利用者で次のいずれかに該当する者に対して、多床室の報酬（単独型介護予防短期生活入所介護費（Ⅱ）又は併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ））を算定していますか。 | 平18厚告127別表の６注11 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者ロ　居室の面積が10.65㎡以下の従来型個室を利用する者ハ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 85 | 連続した利用 | 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所生活介護を受けている場合は、30日を超える日以降に受けたサービスについては、介護予防短期入所生活介護費を算定していませんか。 | 平18厚告127別表の６注13 | ・短期入所生活介護計画・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 86 | 療養食加算 | 次の①から③のいずれの基準にも適合するものとして県知事に届け出て、当該基準による食事の提供を行う事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食（※）を提供したときは、１日につき３回を限度として８単位を加算していますか。 | 平18厚告127別表の6ハ | ・食事せん・食事提供に関する記録 | □ | □ | □ |
| ① | 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。 | □ | □ | □ |
| ② | 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。 | □ | □ | □ |
| ③ | 食事の提供が、定員利用・人員基準に適合している事業所において行われていること。 | □ | □ | □ |
| ※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食。 |
| 87 | 認知症専門ケア加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た介護予防短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者（※）に対し、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。イ　認知症専門ケア加算(Ⅰ) ３単位ロ　認知症専門ケア加算(Ⅱ) ４単位※別に厚生労働大臣が定める者は次のとおり。日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 | 平18厚告127の別表の6ニ |  | □ | □ | □ |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）※いずれにも適合すること | 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が２分の１以上であること。 | □ | □ | □ |
| 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 | □ | □ | □ |
| 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 | □ | □ | □ |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ）※いずれにも適合すること | 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が２分の１以上であること。 | □ | □ | □ |
| 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 | □ | □ | □ |
| 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 | □ | □ | □ |
| 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 | □ | □ | □ |
| 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 | □ | □ | □ |
| 88 | サービス提供体制強化加算 | 平成27年厚生省告示第95号の百十六に適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が利用者に対してサービス提供を行った場合は、1回につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。また、次のいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していませんか。 | 平18厚労告127の別表の8ホ  | ・職員に関する記録・常勤換算方法により算出した前年度(３月を除く)の平均の記録・職員勤務表・職員履歴書 | □ | □ | □ |
| 1. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　　22単位
2. サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　 18単位
3. サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　　　6単位
 | □ | □ | □ |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）※いずれにも適合すること | 次のいずれかに適合すること・指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。・指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。 | □ | □ | □ |
| 利用定員・人員基準に適合している事業所であること。 | □ | □ | □ |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）※いずれにも適合すること | 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 | □ | □ | □ |
| 利用定員・人員基準に適合している事業所であること。 | □ | □ | □ |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）※いずれにも適合すること | 次のいずれかに適合すること・指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。・指定介護予防短期入所生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。・指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数7年以上の介護福祉士の占める割合が100分の30以上であること。 | □ | □ | □ |
| 利用定員・人員基準に適合している事業所であること。 | □ | □ | □ |
| 89 | 介護職員処遇改善加算 | 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、令和６年3月31日までの間に次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | 平12厚告19別表の8ホ | ・介護職員処遇改善加算 計画書・賃金台帳 | □ | □ | □ |
| （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　次の①に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の83に相当する単位数（２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　次の①（1）～（6）、（７）の（一）～（四）及び（８）に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の60に相当する単位数（３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　次の①（1）～（6）に適合し、②に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の33に相当する単位数 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ① | （1）介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 | □ | □ | □ |
| （2）当該指定短期入所生活介護事業所において、上記の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 | □ | □ | □ |
| （3）介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | □ | □ | □ |
| （4）当該指定短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 | □ | □ | □ |
| （5）算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 | □ | □ | □ |
| （6）労働保険料の納付が適正に行われていること。 | □ | □ | □ |
| （7）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　（一）介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。　（二）（一）の要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周知していること。　（三）介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。　（四）（三）について、全ての介護職員に周知していること。　（五）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。（六）（五）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
| （8）（2）の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
| ② | 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。　a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。 A 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 B　Aについて、全ての介護職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
| 90 | 介護職員等特定処遇改善加算 | 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとし県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | 平12厚告19別表の6へ |  | □ | □ | □ |
| （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　次の①～⓼に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の27に相当する単位数（２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　次の⓵～⓸、⓺～⓼に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の23に相当する単位数 |  |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている。1. 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち1人は賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は、賃金改善後の賃金の見込額が、年額440万円以上あること。
2. 事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。
3. 介護職員（経験・技能のある職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。
4. 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年間440万円を上回らないこと。
 | □ | □ | □ |
|  | 事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、すべての職員に周知し、知事に届け出ていること。 | □ | □ | □ |
|  | 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | □ | □ | □ |
|  | 事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を県知事に報告すること。 | □ | □ | □ |
|  | 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。1. 介護予防短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。
2. 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が、指定居宅サービス等基準第121条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームが、併設事業所である場合にあっては、併設本体施設が介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出でいること。
 | □ | □ | □ |
|  | 介護予防短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 | □ | □ | □ |
|  | ⓶の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額をすべての職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
|  | ⓻の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 | □ | □ | □ |